

～警報が発表された場合の登校について～

和歌山市において、

- ・特別警報(種類を問わない)
- ・レベル3以上の氾濫警報、大雨警報、土砂災害警報
- ・暴風警報、大雪警報、暴風雪警報

のいずれかが発表されている場合、以下のとおりとします。

【昼間部】

午前 8:00 現在 → 午前中の 4 時間授業中止

※ 正午までに警報が解除された場合は、午後の特別講座は行う。

正午現在 → 午後の特別講座授業中止

【夜間部】

午後 4:00 現在 → 夜間の授業は中止

正午現在 → 午後の特別講座授業中止

【昼間部・夜間部共通】 〈注意〉

- ・和歌山市以外、自分の住んでいる市町村に

上記の警報が発令中の場合や、通学途上危険と思われるときは、
自宅待機し、学校へ連絡して指示を受ける。

- ・検査期間中に、臨時休校により実施されなかった検査は
検査最終日の次の授業日に実施する。

但し、講座の検査については、中間検査の場合は検査終了後の授業で、
期末検査の場合は検査期間中の適切な日時に実施する。